

平成29年2月10日
記者発表資料
健康福祉部福祉課

第3期三木市地域福祉計画（案）

平成29年3月
三木市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	9
4 計画策定の体制	9
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状	10
1 人口・世帯等の状況	10
2 子どもの状況	12
3 高齢者の状況	14
4 障がい者の状況	15
5 アンケート調査結果について	17
6 地区懇談会の意見について	24
7 老人クラブ連合会のヒアリング意見について	25
8 計画策定に際しての課題と視点	26
第3章 基本的な計画の考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 基本目標	31
3 計画の体系	32

第4章 基本計画	33
基本目標1 信頼の絆により「地域力」を高める.....	34
基本目標2 市民主体の「福祉力」を高める.....	40
基本目標3 包括的な「ネットワーク力」を高める.....	49
第5章 計画の公表と推進	52
1 計画の公表	52
2 協働による計画の推進	52
3 計画の推進体制	54

1 計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。「社会福祉法」には、地域住民、社会福祉関係者が、相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

平成 24 年 3 月に策定された『第 2 期三木市地域福祉計画』は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 ヶ年計画となっていますが、計画を策定した後も、地域の福祉を取り巻く状況は、少子高齢化のいっそうの進行、「市民と行政との『協働』による地域福祉の推進」の考え方の浸透、介護保険制度の改正、介護サービスの規制緩和や、福祉サービス利用者の権利擁護の重要性の増大など、刻々と変化してきています。

このたび、平成 28 年 8 月 30 日付けで本市の地域再生計画（生涯活躍のまち構想）が内閣総理大臣の認定を受けました。これにより、生涯活躍のまちづくりを進めます。まずは、市内で最も高齢化率（39.5%）が高い緑が丘地区において取組を進めることとし、その成果を検証しながら、他の地域にも取組を広げ、市全体の均衡ある発展につなげます。

国の中高齢者をターゲットとした「生涯活躍のまち構想」に加え、三木市では、独自性を発揮し、住民同士が世代を超えて積極的な交流を図ることで、支え合いとまちの活性化を促進する「多世代共生による生涯活躍」のまちづくりを力強くおし進めます。その交流により、多世代が支え合う、生きがいに満ちたまちへと再生するため、自立的、継続的な事業運営をめざしてまいります。

国では、高齢者を対象とする介護サービスに対して、平成 24 年 4 月に介護保険法の改正があり、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることとされました。

障がい者関連では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に改正され、共生社会を実現するため、社会参加機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に向けて、障がい福祉サービスの充実や障がい者の定義に難病等を追加することなどが行われています。

子ども・子育て関連では、子ども・子育て支援法の制定や認定こども園法の改正など

が行われ、平成 27 年 4 月から『子ども・子育て支援新制度』がスタートし、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付、地域の実情に応じた子ども・子育て支援などの取組を進めることとなりました。

生活困窮者を対象とした自立支援制度として、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第 2 のセーフティネットを拡充するため、平成 27 年 4 月から、相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などが開始されることになりました。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・助け合い活動の重要性が再認識されるとともに、災害時における要配慮者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認され、「地域での要配慮者に係る情報の把握・共有、安否確認方法」が求められています。

また、地域社会の少子化、高齢化が進み、加えて単身世帯が増加しており、地域における身近な生活課題に対応するためには、住み慣れた地域における住民相互の「新たな支え合い」による「地域力」を高めていくことが望まれています。

このような社会情勢の変化等に対応するため、新たに平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年を対象期間とする『第 3 期三木市地域福祉計画』を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【その他】

○ 要配慮者の支援（避難行動要支援者）

平成19年8月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策定・公表しました。

○ 生活困窮者の支援

平成24年10月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成25年1月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」が示されています。平成26年3月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知されました。

【新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方】

新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

○ 子どもの貧困対策

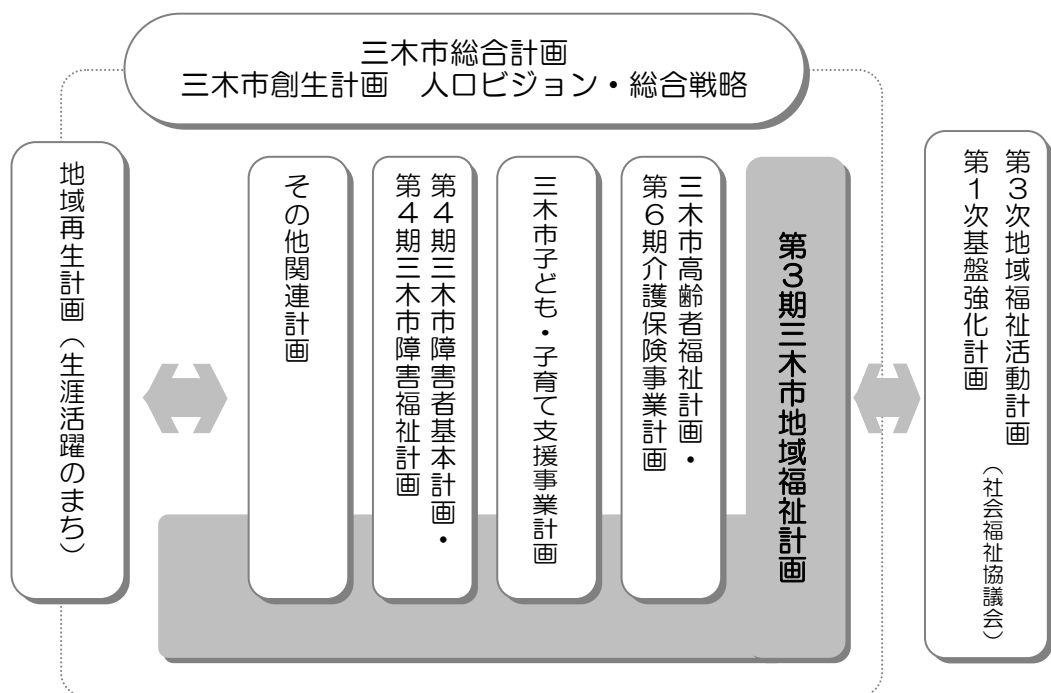
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する推進法」が平成26年1月17日に施行され、同年8月29日に具体的な子どもの貧困対策の基本方針である「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。地方公共団体においては、法及び大綱の基本理念にのっとり、法律に規定する教育支援、生活支援、就労支援、経済支援の支援施策に加え地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要であるとされています。

(3) 分野別計画・関連計画との関係 ●●●●●●●●●●

本計画は、社会福祉法第107条に基づく計画で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や行政の協働により推進していく上での指針となります。

施策の展開にあたっては、国及び兵庫県の施策等との整合を図りつつ、社会情勢や国の方針に基づき、『第2期三木市地域福祉計画』で実施してきた施策を検証し、見直しを行っていきます。



【分野別計画・関連計画との関係性】

○「地域共生社会」の実現を目指した地域包括ケアシステムの構築

(三木市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画)

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、今後はさらに、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が求められています。

○地域での子どもや子育て家庭への支援(三木市子ども・子育て支援事業計画)

子育てがしやすい社会とするため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、法律に基づく新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

○障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現(第4期三木市障害者基本計画・第4期三木市障害福祉計画)

国では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

(4) 地域再生計画(生涯活躍のまち)との関係 ●●●●●●●●●●

本市では、国が定める「生涯活躍のまち構想」である、大都市地域の中高齢者が、地方に移り住み健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることのできる地域づくりに加え、若者・子育て世代など多世代をも対象とした構想としています。

中高年齢者や子育て世代の移住を促進し、いつまでも健康で安心して暮らせる施策を展開し、地域住民が世代を超えて積極的な交流を図ることで、支え合いとまちの活性化を促進する「多世代共生による生涯活躍のまちづくり」を力強く推進していきます。

この「生涯活躍のまち構想」を推進するための福祉・医療関係の具体的な取り組みは、以下のようになります。

○介護ファミリーサポートセンターがパイプ役となり、生活支援が必要な高齢者と、事前に同センターに登録している有償ボランティアをマッチングさせ、生活支援の実施につなげることにより、高齢者を地域で支える体制づくりを行っていきます。

○健康不安を軽減し、アクティブな生活を支援するため、三木市民の専用ダイヤルを設置し、医療スタッフが24時間365日体制で気になる体の症状や介護等に関する相談に電話で対応する24時間健康医療相談ダイヤル事業を実施します。

○介護の担い手を育成し、確保するため、三木市内唯一の大学である関西国際大学と連携し、担い手育成のための教育プログラムを創設します。また、インターンシップの実施に当たり、緑が丘地区での学生の受入れを実施します。

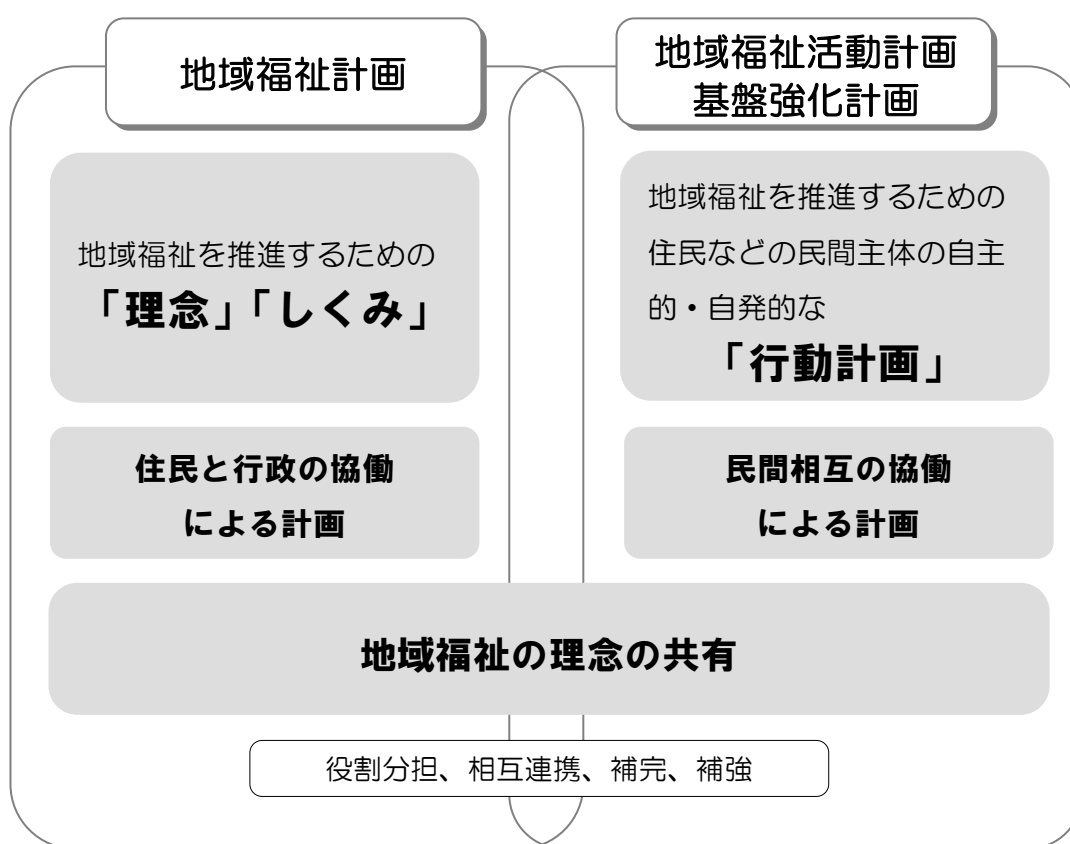
○住民が歩いて行ける範囲に生活支援サービスの拠点としてサテライトを設けて、地域の特性やニーズをワンストップで集約し、それぞれに応じたサービスの充実を図ります。この拠点を地域包括ケアの拠点としても機能させ、そこに配置するコーディネーターが、介護サービスにおけるニーズとサテライトでの生活支援サービスにおけるニーズを把握し、それぞれのサービスで足りない部分を補完して提供できるようにします。これにより、生活支援サービス・介護サービス内容の充実につなげていきます。

○高齢者の権利擁護のため、成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の啓発や利用支援を行うことにより、高齢者及びその家族の財産管理に対する不安を解消していきます。

(5) 地域福祉活動計画との関係 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として三木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「三木市社会福祉審議会」において審議されました。

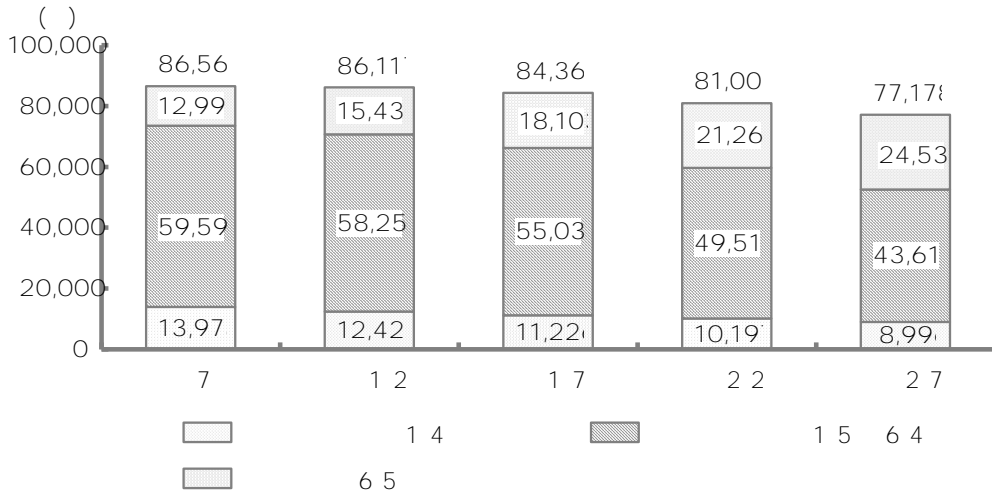
また、庁内の関係課で構成する幹事会において協議を行い、策定段階から関わりを持つことで計画の実効性が確保されるよう努めました。

1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移 ●●●●●●●●●●

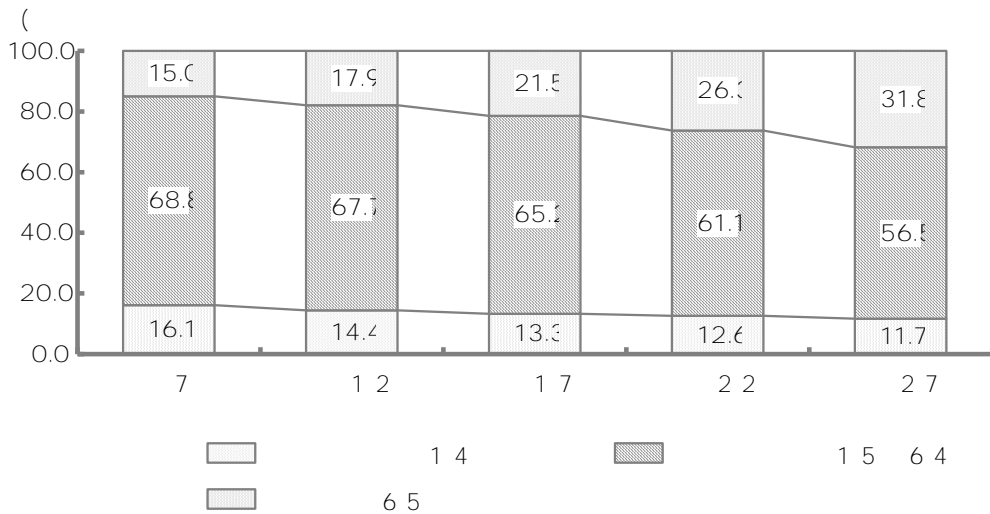
本市の人口は、平成9年10月末に88,232人でピークを向かえ、その後減少を続けており、平成27年には77,178人と減少しています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少している一方、老年人口（65歳以上）は年々増加しています。

総人口・年齢3区分別人口の推移



※合計には年齢不詳を含むため、一致しない場合があります。
資料：国勢調査

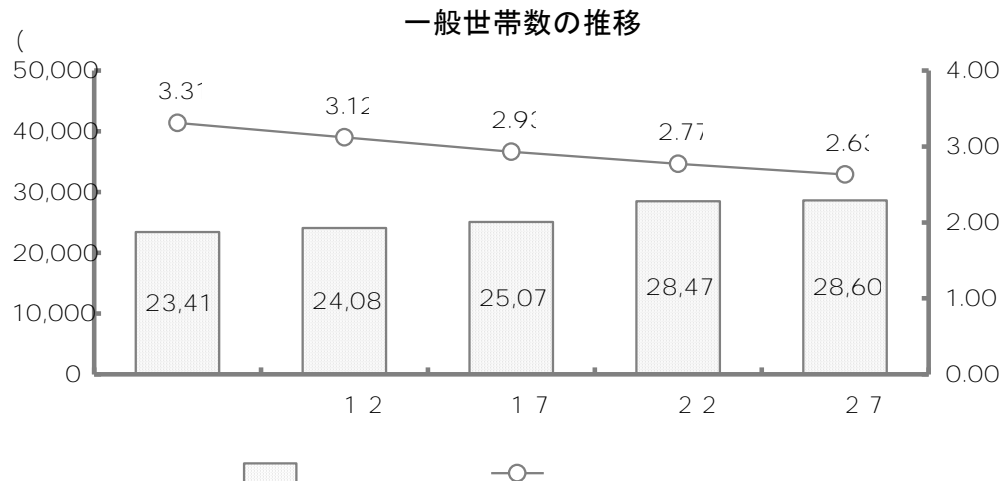
年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

(2) 一般世帯数の推移 ●●●●●●●●●●

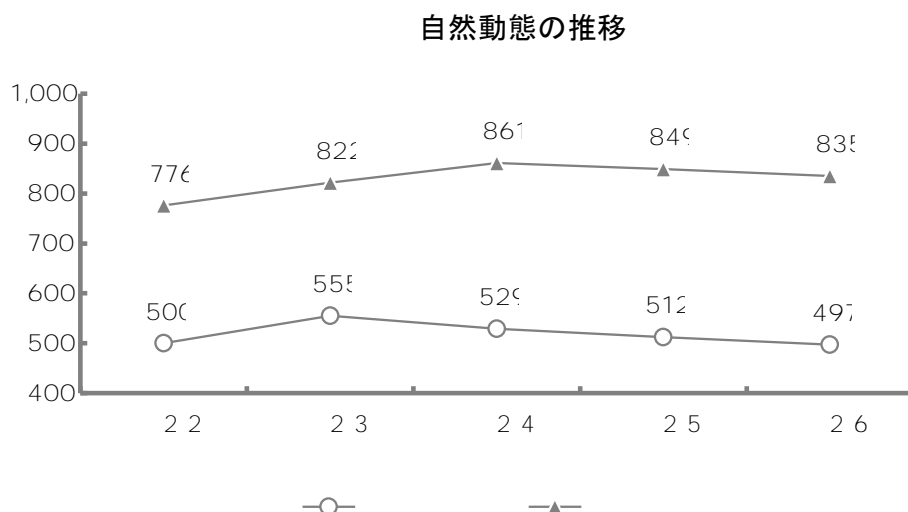
一般世帯数の推移をみると、平成7年以降増加しており、平成27年には28,609世帯と平成7年から5,198世帯増加しています。また、1世帯あたり人員は減少を続けており、平成27年で1世帯あたり2.63人となっています。



資料：国勢調査

(3) 自然動態 ●●●●●●●●●●

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、平成26年には自然減が338人となっています。

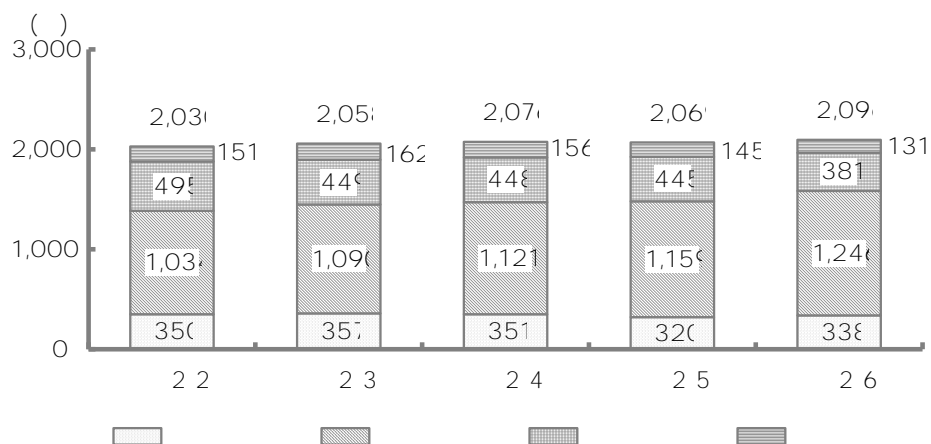


(注) 外国人は含まない。婚姻、離婚については受理件数につき外国人を含む
資料：三木市企画管理部総務課・三木市市民ふれあい部市民課

(2) 保育園児数・幼稚園児数の推移 ●●●●●●●●●●

保育園児数・幼稚園児数の推移をみると、平成 22 年以降増加傾向にあり、平成 26 年には 66 人増加しています。特に、私立保育園が増加しています。

保育園児数・幼稚園児数の推移

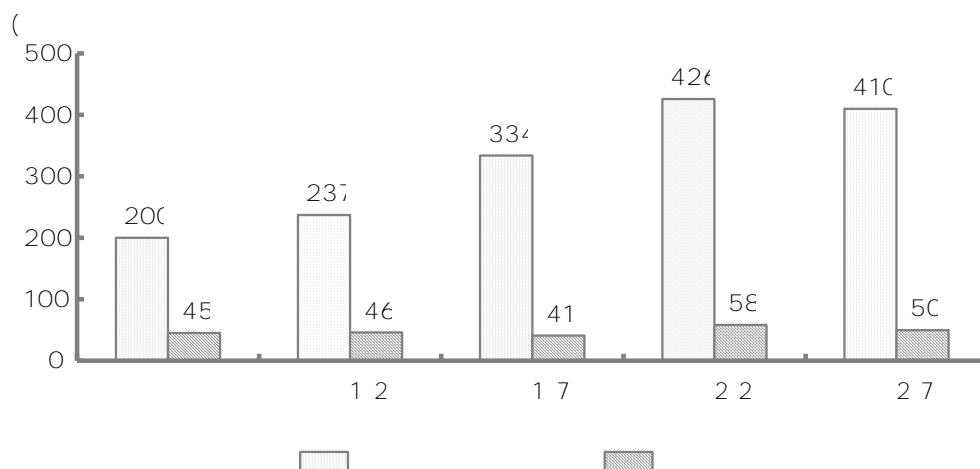


資料：三木市教育委員会就学前教育・保育課（三木市福祉事務所）各年 4 月 1 日現在
三木市教育委員会 各年 5 月 1 日現在

(3) 母子・父子世帯の状況 ●●●●●●●●●●

母子・父子世帯の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加していましたが、平成 27 年で微減しています。しかし、平成 7 年と比較すると、平成 27 年には母子世帯が約 2 倍となっています。

母子・父子世帯の状況

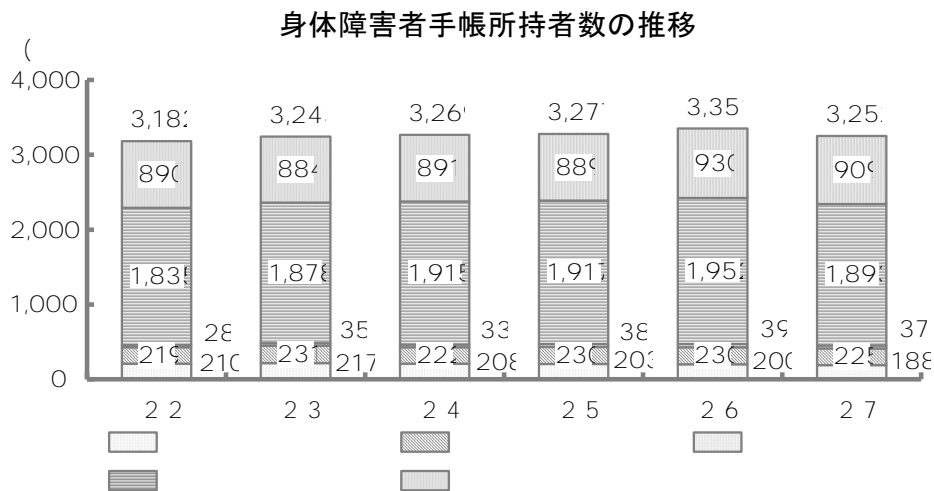


資料：国勢調査

4 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移 ●●●●●●●●●●

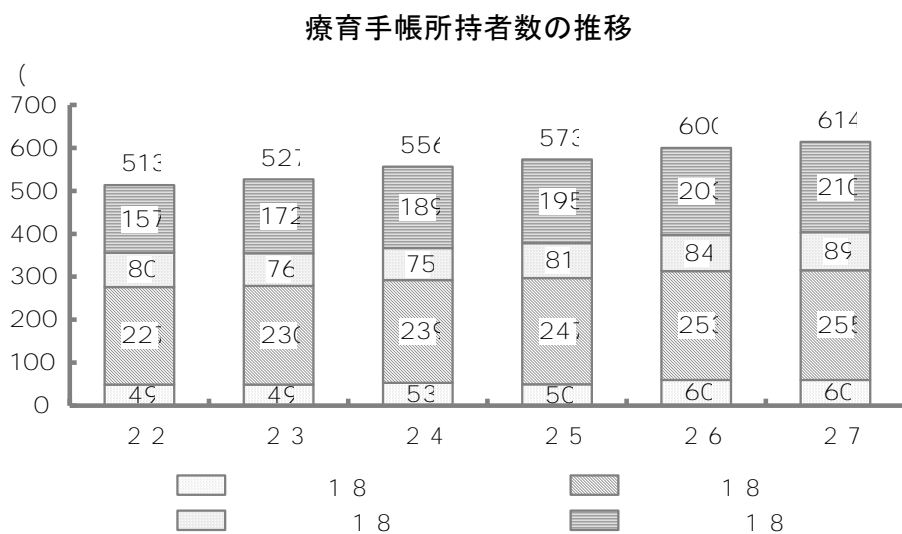
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年度までは微増傾向でしたが、平成 27 年度では減少しています。平成 27 年度では、平成 22 年度から 70 人増加しています。視覚障害では、手帳所持者数が減少傾向にあり、平成 27 年度で 188 人となっています。



資料：三木市健康福祉部障害福祉課（三木市福祉事務所）

(2) 療育手帳所持者数の推移 ●●●●●●●●●●

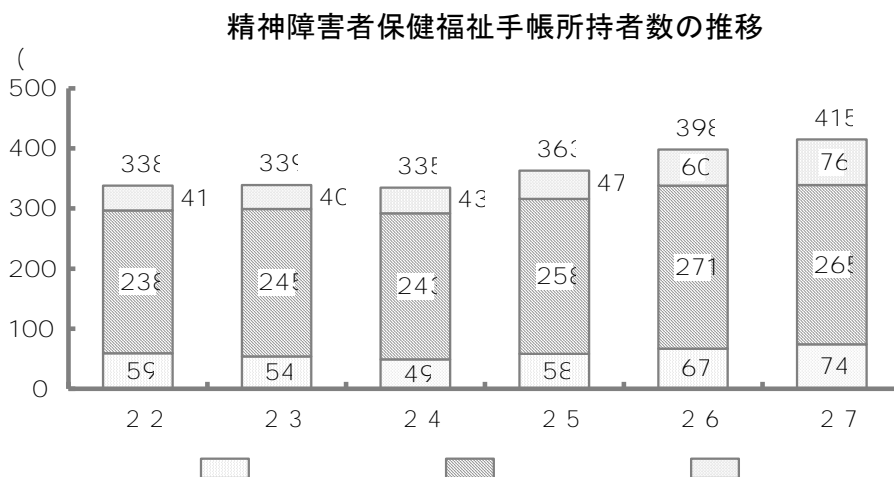
療育手帳所持者数の推移をみると、平成 22 年以増加傾向にあり、平成 27 年で 614 人となっています。平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間で、B 中軽度 18 歳以上の手帳所持者数は 1.3 倍となっています。



資料：三木市健康福祉部障害福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ●●●●●●●●●●

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 22 年以降増加傾向にあり、平成 27 年で 415 人となっています。平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間で、3 級の手帳所持者数は 1.9 倍となっています。



資料：三木市健康福祉部障害福祉課

5 アンケート調査結果について

(1) アンケート調査の概要 ●●●●●●●●●●

本計画の策定にあたり、市民の方々や、福祉活動者、福祉活動団体から、地域福祉に関する日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を聞き、本計画策定の基本資料とするため、平成28年10月に意識調査を実施しました。

○対象者

三木市在住の18歳以上を無作為抽出

○配布数及び回収数

郵送による配布・回収で、2,000通配布し、1,053通回収

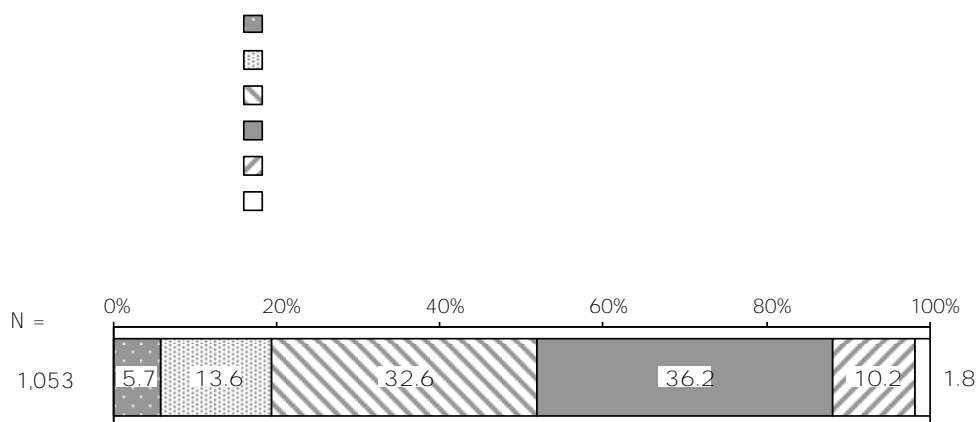
○個々の設問の回答数について

図中(N=)により回答者数を表記しています

(2) アンケート調査の主な結果 ●●●●●●●●●●

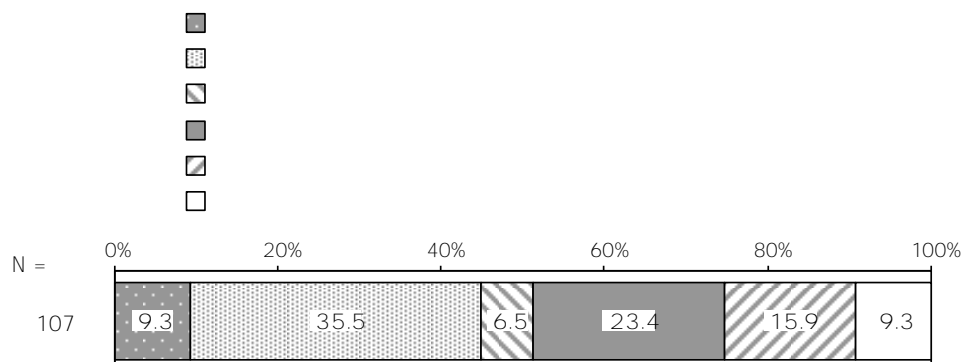
○あなたのご近所づきあいの程度について

「顔を合わせたとき挨拶をしあうぐらいのつきあいをしている」の割合が36.2%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をしあうつきあいをしている」の割合が32.6%、「簡単な頼み事や貸し借りなどをしあうつきあいをしている」の割合が13.6%となっています。



○近所づきあいをしていない理由について

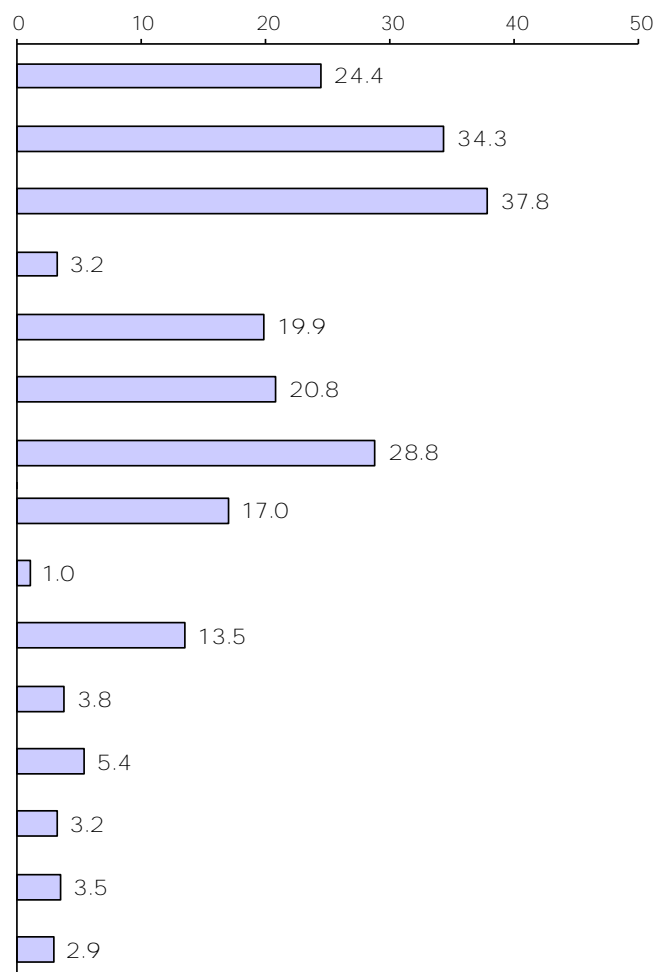
「仕事などで家をあけることが多く、ご近所づきあいをする機会がない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「わずらわしいのでご近所づきあいはしない」の割合が23.4%となっています。



○ふだんの生活で手助けが必要になったときの相談先について

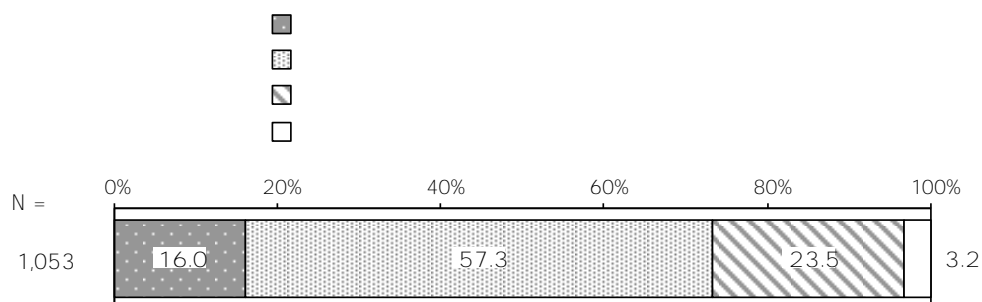
「子ども」の割合が37.8%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」の割合が34.3%、「知人・友人」の割合が28.8%となっています。

N = 312



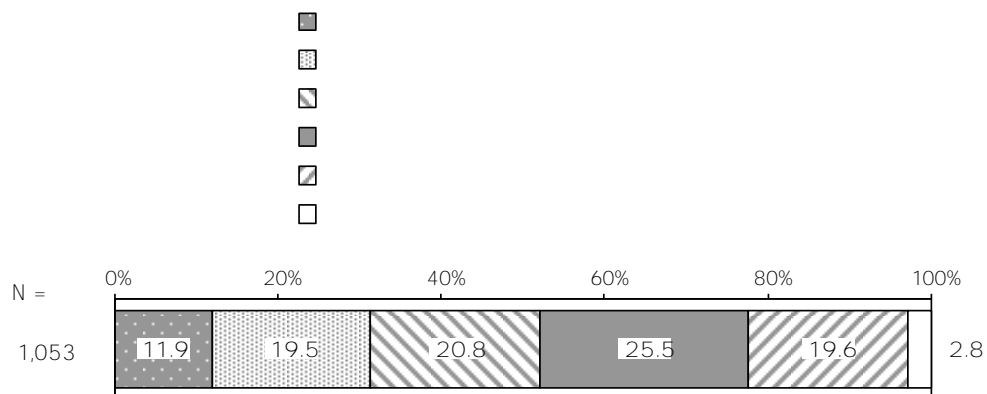
○「三木市社会福祉協議会」の活動の認知状況について

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」の割合が 57.3%と最も高く、次いで「名前も活動内容もよく知らない」の割合が 23.5%、「名前も活動内容もよく知っている」の割合が 16.0%となっています。



○小学校区での地域活動やボランティア活動の参加状況について

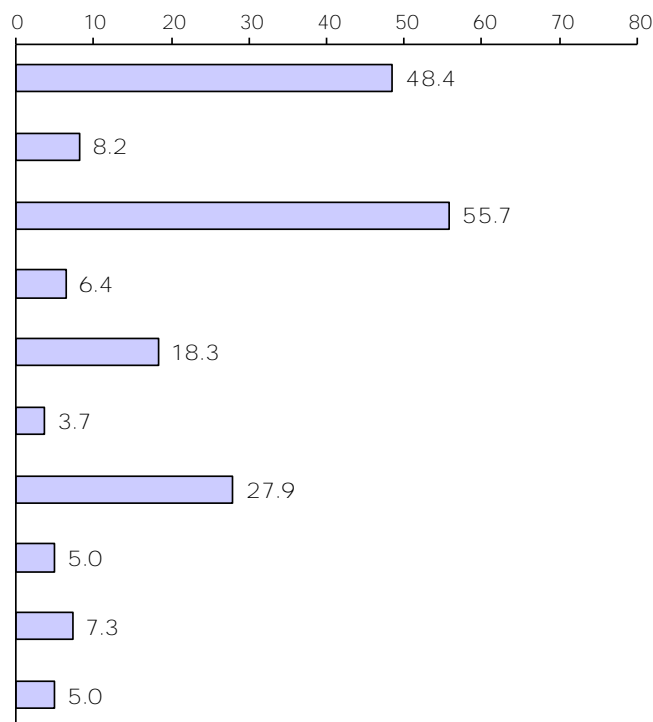
「参加したことがないし参加したいと思わない」の割合が 25.5%と最も高く、次いで「参加したことはないが条件が合えば参加したい」の割合が 20.8%、「わからない」の割合が 19.6%となっています。



○地域活動やボランティア活動に参加するための条件について

「自宅の近くでできることであれば」の割合が 55.7%と最も高く、次いで「きっかけさえあれば」の割合が 48.4%、「お金の負担がなければ」の割合が 27.9%となっています。

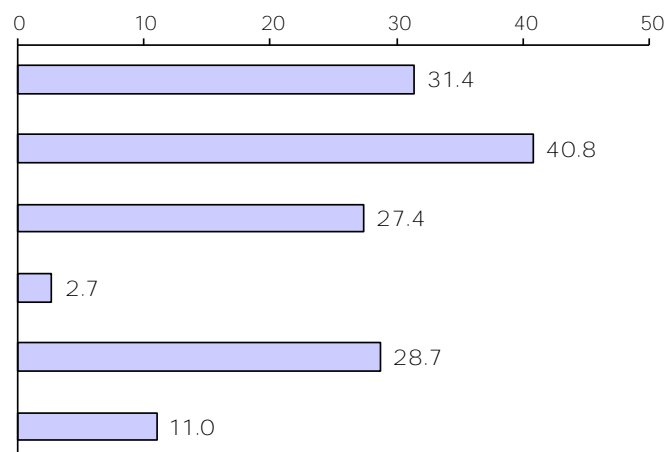
N = 219



○地域活動やボランティア活動を行うために必要な支援について

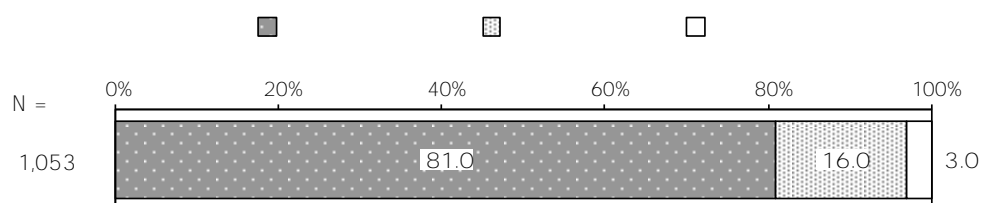
「活動の拠点となる場所の提供」の割合が 40.8%と最も高く、次いで「研修の機会の提供」の割合が 31.4%、「特になし」の割合が 28.7%となっています。

N = 1,053



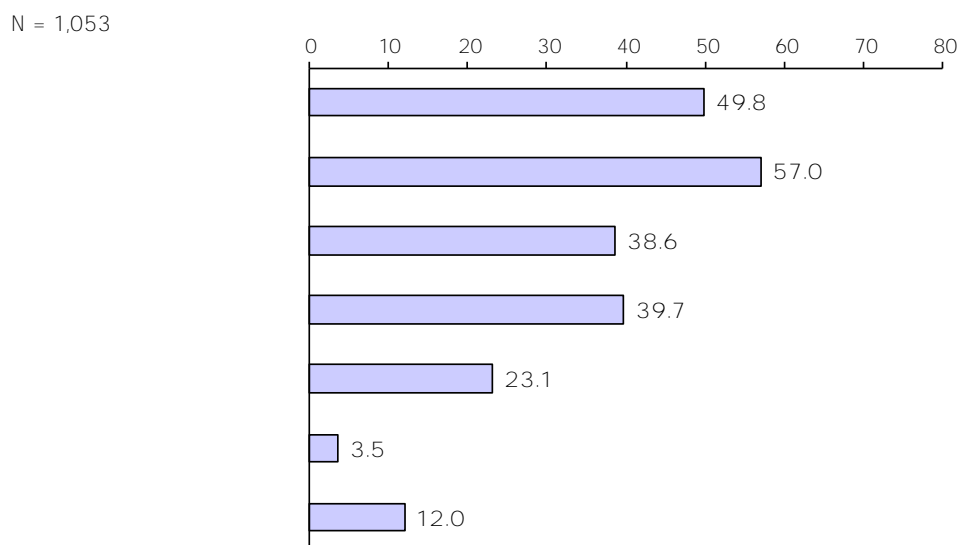
○災害時の避難場所の有無について

「知っている」の割合が81.0%、「知らない」の割合が16.0%となっています。



○地域の防災訓練で行うべきことについて

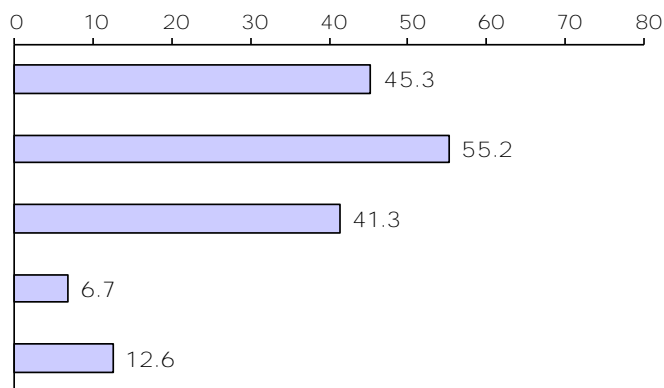
「災害時要援護者の自宅を訪問し、安否確認する訓練」の割合が57.0%と最も高く、次いで「車椅子の方などの避難所への移動を支援する訓練」の割合が49.8%、「応急治療や担架搬送訓練」の割合が39.7%となっています。



○災害時要援護者にできる手助けや対応について

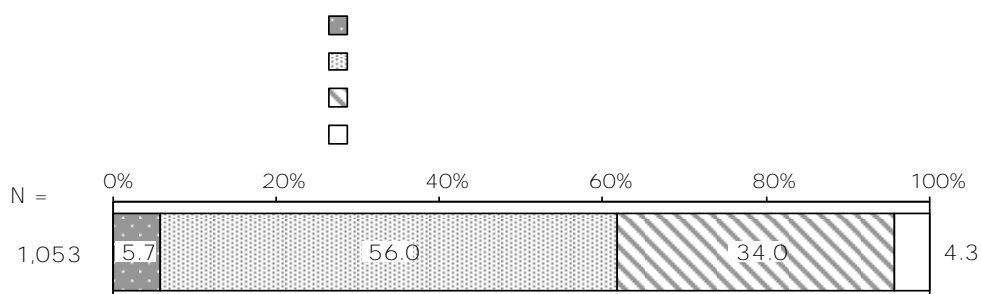
「安否の確認や情報伝達などの声かけ」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「避難が必要な要支援者の避難の手助け」の割合が 45.3%、「避難所での身の回りの世話や声かけ」の割合が 41.3%となっています。

N = 1,053



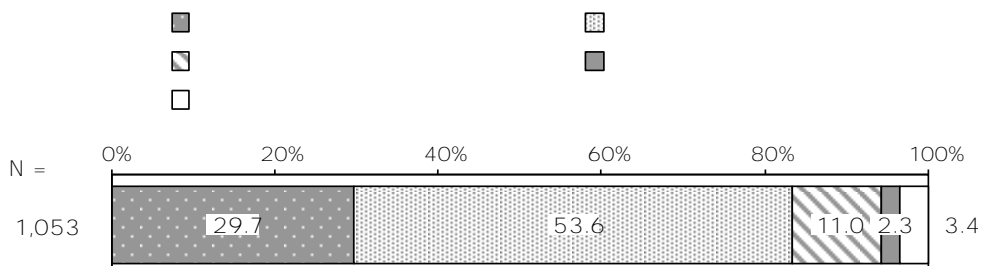
○生活困窮者自立支援法（制度）の認知状況について

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が 56.0%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が 34.0%となっています。



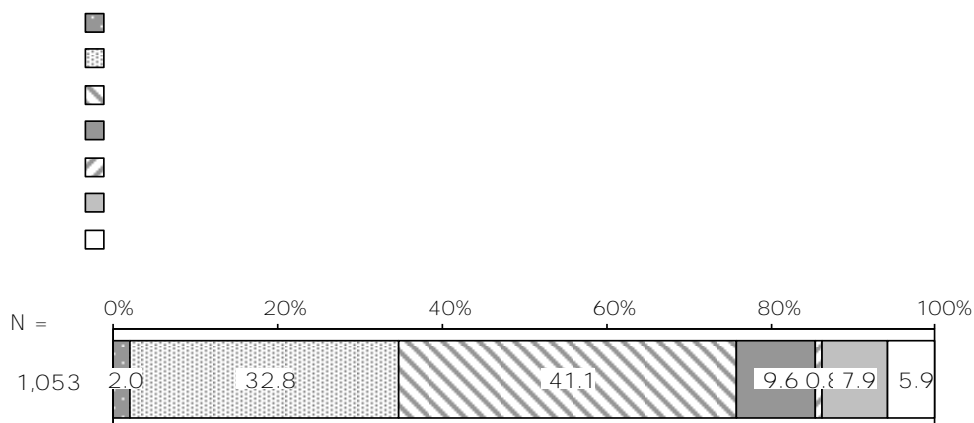
○住まいの暮らしやすさについて

「どちらかという暮らしやすい」の割合が 53.6%と最も高く、次いで「暮らしやすい」の割合が 29.7%、「どちらかという暮らしづらい」の割合が 11.0%となっています。



○社会福祉サービスの充実のための行政と地域住民の関係について

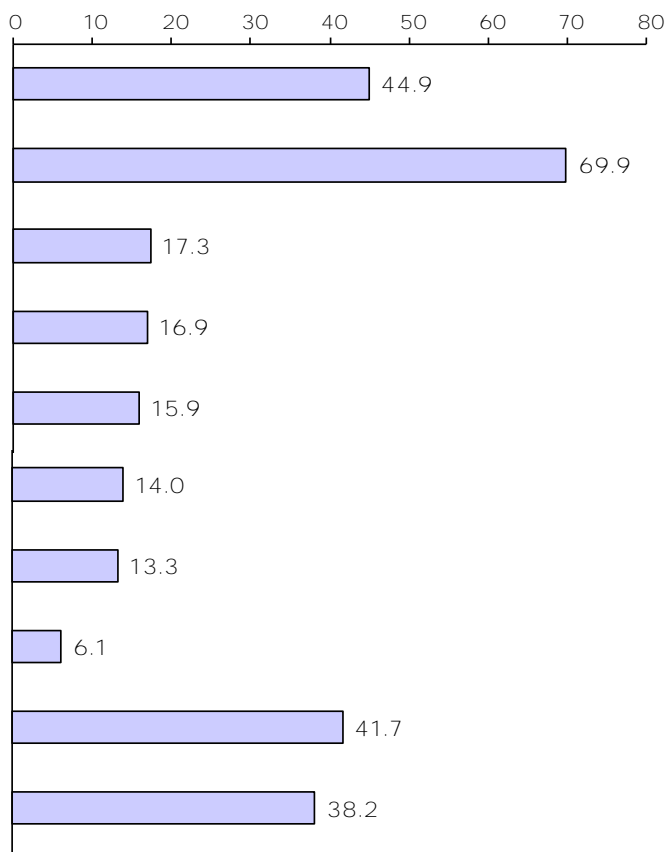
「行政も住民も協力しあい、福祉活動の解決のために、ともに取り組むべきである」の割合が 41.1%と最も高く、次いで「行政の責任はしっかりとはずすべきだが、行政の手が届かない課題は住民も協力すべきである」の割合が 32.8%となっています。



○住みなれた地域の中で安心して暮らしていくための住民同士の助け合い活動について

「声かけやあいさつ」の割合が 69.9%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が 44.9%、「災害時の避難誘導・助け合い」の割合が 41.7%となっています。。

N = 1,053



6 地区懇談会の意見について

(1) 地区懇談会の概要 ●●●●●●●●●●

本計画を策定するにあたり、地域福祉の最前線で活躍されている民生委員児童委員に、後継者問題や活動における苦労話等の意見を聴取しました。

○地区懇談会開催概要

地区名	開催日	開催場所
三木地区	8月 3日	市民活動センター
緑が丘・青山地区	8月 4日	緑が丘町公民館
細川地区	8月 5日	細川町公民館
吉川地区	8月10日	吉川健康福祉センター
別所地区	8月10日	別所町公民館
三木南地区	8月17日	三木南交流センター
志染地区	8月19日	志染町町公民館
□吉川地区	9月 5日	□吉川町公民館
自由が丘地区	9月 8日	自由が丘公民館

(平成28年に実施)

(2) 地区懇談会の主な意見 ●●●●●●●●●●

○後継者の選任について

- ・ 民生委員児童委員の役割があまり地域に浸透していないので、なり手が少ない。
- ・ 後継者の選任については福祉に関心があり、ボランティア等でも実績のある人に依頼すべきである。
- ・ 行政経験者などの人材が地域にいない。
- ・ 将来は民生児童委員育成講座等を高齢者大学などで養成してはどうか。

○活動での苦労話

- ・ 後継者（後任委員）づくりに苦労している。
- ・ 「ふれあいバス」や「ふれあいサロン」の開設にこぎつけたが、まだまだ福祉が充実しているとはいえない。
- ・ 個人情報保護法のため、行政からの情報が得られずに取扱いが厳しくなったので、高齢者への訪問活動に支障が出ています。

8 計画策定に際しての課題と視点

ここでは、アンケート調査結果や国等の地域福祉における動向を踏まえ、課題を整理するとともに、第3期三木市地域福祉計画を推進していくための視点を導き出します。

(1) 地域の支え合い意識の醸成 ●●●●●●●●●●

- 本市の一般世帯数は、増加しているものの、1世帯あたり人員は年々減少し、核家族化が進んでいます。
- アンケート調査結果をみると、「顔を合わせたとき挨拶をしあうくらいのつきあいをしている」の割合が約4割と最も高くなっており、「ほとんどつきあっていない」の割合も1割となっています。
- 本市では、「見守り・声かけ・助けあい」活動への支援として、自治会への加入を促進し、自治会の活性化を図るとともに、地域住民の連帯意識の向上を図っていきます。
- また、支え合い意識の啓発として、福祉体験活動を通して福祉に対する関心を高め、身近な人々とふれあうことにより、福祉の心の育成に努めていきます。
- 地域でのあいさつ運動や世代間交流などを進め、地域住民がふれあい、交流できる機会や場の充実を図りながら、地域のつながりを強め、地域の支え合いの意識を醸成させていきます。

(2) 支援が必要な人を支えるセーフティネットの構築 ●●●●●●●●●●

- 福祉サービスを利用するうえで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができないなどさまざまな状況があります。
- アンケート調査結果をみると、普段の生活で手助けが必要になったときの相談先は、「子ども」「兄弟姉妹」「知人・友人」の割合が高く、一方で「福祉施設の職員」や「地域包括支援センター」「市役所職員」などの割合が低くなっています。
- 本市では、身近な地域で気軽に楽しみ、相談もできるつどいの場づくりとして、保育士、保健師、栄養士等からなる「子育てキャラバン」隊を地域の公民館等に派遣し、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場を提供していきます。
- 高齢者や障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実や支援が必要な人が福祉サービスを利用することのできる仕組みの整備など、セーフティネットの構築を図っていきます。

(5) さらなる小地域福祉活動の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 地域における福祉課題を、地域で解決していくためには、小さな単位における地域福祉活動が重要となります。
- アンケート調査結果をみると、小学校区での地域活動やボランティア活動への参加状況は、「現在参加している」の割合が1割となっており、「参加したことがないし、参加したいと思わない」の割合が2割以上となっています。
- 一方で、「参加したことはないが条件が合えば参加したい」の割合が2割と、地域活動やボランティア活動に参加したいと思っている市民もいることがうかがえます。
- 本市では、身近で気軽に楽しめる「つどい」の場づくりとして、各自治会等におけるコミュニティづくりの場の整備を支援していきます。
- また、「ふれあいサロン」等を実施する市民活動団体に対して市民活動支援金を交付し、地域活動への支援を行っています。
- 地域福祉活動を支援し、自らの地域課題に対し解決することのできる小さな単位での小地域福祉活動の推進を図っていきます。

(6) 避難行動要支援者の支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 東日本大震災等の大規模災害を契機に、防災や地域コミュニティを重視する意識が高まっています。
- アンケート調査結果をみると、災害時要援護者にできる手助けや対応として、「安否の確認や情報伝達などの声かけ」「避難が必要な要支援者の避難の手助け」「避難所での身の回りの世話や声かけ」の割合が高くなっています。
- 本市では、民生委員・児童委員等からの協力により、避難困難者の把握を行ってきました。
- また、地域防災計画において、福祉避難所の開設、災害ボランティアセンター開設の手順や兵庫県災害救援専門ボランティアセンター等との連携要領を確立し、災害時に迅速な対応ができる体制づくりを進めてきました。
- 今後も、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた家庭や地域において安全に安心して暮らすためにも、地域の防災対策を進めていくとともに、避難行動要支援者に対しては、積極的に自分ができる手助けや対応を行っていくことが重要です。

(7) 生活困窮者の自立支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の早期の段階で、支援を行うとともに、困窮状態からの早期脱却を図るため、生活困窮者への対策を進めています。
- アンケート調査結果をみると、生活困窮者自立支援法（制度）の認知状況は、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」「知らなかった」を合わせた“知らない”の割合が9割となっており、市民への周知がされていないことがうかがえます。
- 本市では、「生活困窮者自立支援法」に基づく困窮者自立支援制度を推進し、生活保護に至るまでの、早い時期からの包括的な支援を実施していくため、自立支援相談窓口を設置しています。
- 今後、制度等の周知を図るとともに、生活困窮者等支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人のニーズを発見し、適切な支援につなげるしくみづくりを進めます。

1 計画の基本理念

高齢者も若い人も、女性も男性も、障がいや病気のある人もない人も、さらには外国人も含めてすべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるようなまちをつくっていくことが大切です。

『第2期三木市地域福祉計画』では、計画の基本理念を、「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定めています。

『第3期三木市地域福祉計画』においても、社会情勢の変化による新たな課題に対応し、さらに本市の地域再生計画との調整を図りつつ、地域福祉の一層の推進を図るため、本計画の基本理念は前計画を踏襲し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

【基本理念】

市民自らが地域課題の解決に取り組むために
豊かな『地域社会』を創り、育み、守る

本市がそれぞれの地域特有の課題を解消し、豊かな地域社会を創るためには、行政のみならず市民一人ひとりが個性を活かし、しあわせな暮らしを営むことができるよう、地域住民や地域自らが考え、自発的に活動することから始める必要があります。また、豊かな地域社会を育むためには、すべての人があらゆる活動に主体性をもって参加・参画できることが求められます。さらに、豊かな地域社会を守るために、共にふれあい、わかりあい、支え合うことが重要です。

このため、地域住民・地域が主体性を発揮して、『地域社会』づくりのプロセスに参加でき、その創意工夫を活かすことができる環境と条件を整えていきます。また、地域住民・地域のみでは対応が困難な課題に対しては、行政が様々な支援を行うことができる体制の整備に取り組みます。

2 基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3項目とし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1. 信頼の絆により「地域力」を高める

核家族化が進み、地域力が希薄化してきている中で、地域住民がふれあい、交流し、地域のつながりを強め、地域の支え合いの意識を醸成させることが重要となります。

地域住民の力を結集し、必要な地域福祉の基盤づくりを図り、地域住民の力を地域課題の解決に向けていくための取り組みを推進していきます。

また、誰もが安心・安全に地域で暮らすためには、充実した福祉サービスの提供体制に加え、バリアフリー環境の整備や、災害時に社会的弱者が取り残されない仕組みづくりに取り組みます。

基本目標 2. 市民主体の「福祉力」を高める

高齢者や障がい者、子どもも含めた支援が必要な市民が、自立した生活を地域で営むことができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るなど、セーフティネットの構築を図っていきます。

また、高齢者や障がい者、子どもなど、福祉サービスを必要とする市民が、身近なところでサービスを適切に選択し利用できるよう、福祉サービスを利用しやすい体制づくりや仕組みづくり、福祉サービスを育む環境づくりに取り組みます。

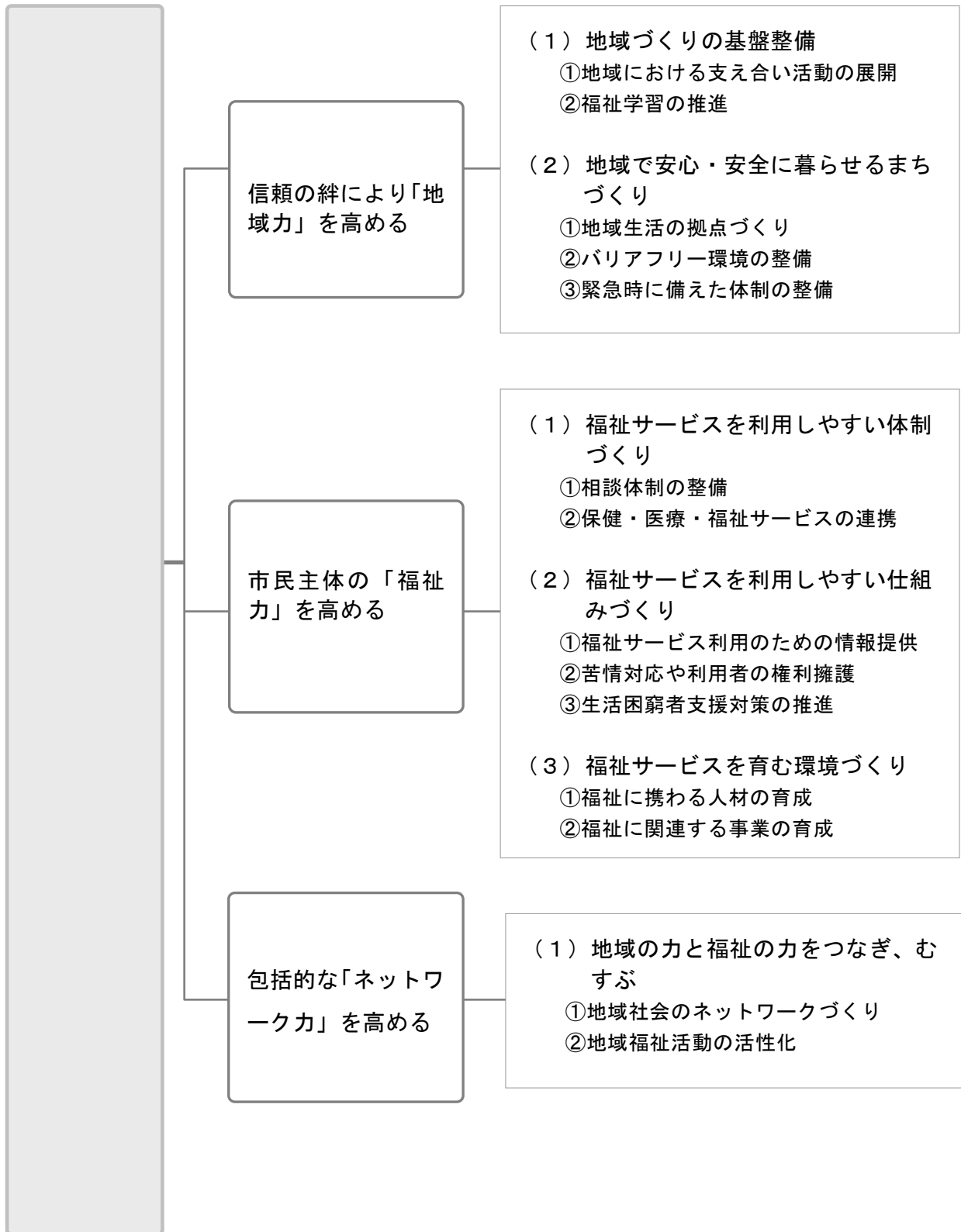
さらに、生活困窮者に対しても、早期の段階で支援を行い、自立した生活を支援していきます。

基本目標 3. 包括的な「ネットワーク力」を高める

ボランティアやNPO団体をはじめ、地域における福祉活動団体が連携して行くことが、地域における福祉課題の解決につながります。

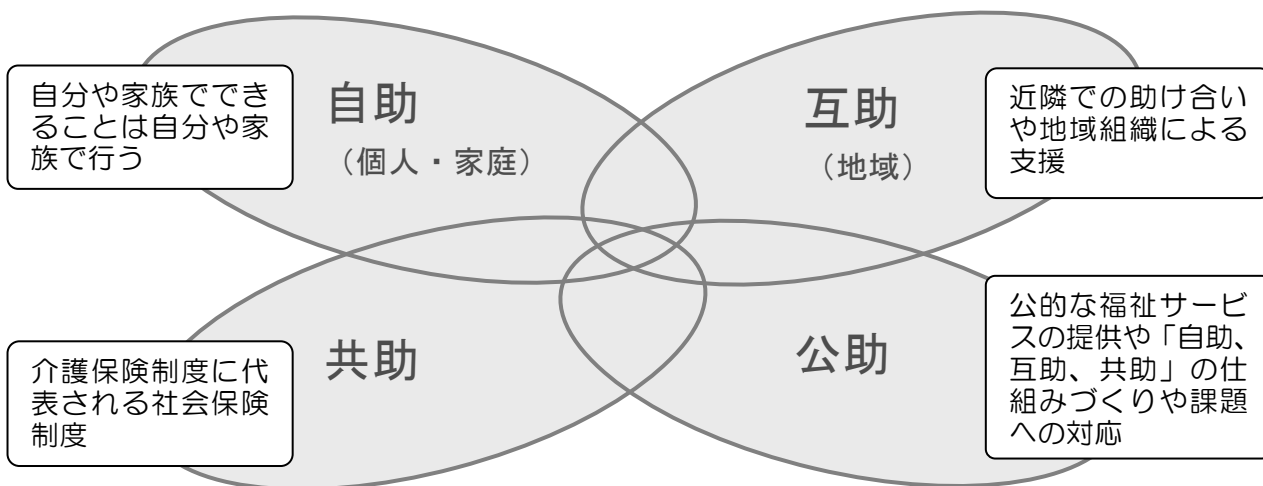
地域資源を最大限に活用し、従来の医療・保健・福祉ネットワークを超えた地域福祉に関わる人材・組織・施設等との連携を図り、より包括的な公助・共助・自助のネットワークづくりに取り組みます。

3 計画の体系



少子高齢化に伴う高齢者夫婦や、一人暮らし高齢者世帯の増加、社会保障費の拡大と厳しい財政状況を背景として、「自助・互助・共助・公助」という考え方を示しており、新しい概念である“互助”を導入するにあたり、それに伴う“共助”の見直しについて、認識を共有する必要があります。

本計画では、自助・互助・共助・公助の主体が役割分担していくため、「市民（地域住民）にできること」、「地域にできること」、そして行政の「おもな施策・事業」ごとに整理し、地域全体で福祉活動を支え、「豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」をめざしていきます。



市民（地域住民）にできること

自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと

個人や家庭等、市民の取組の方向性を示します。

地域にできること

共助（互助）：地域が力を合わせて実現していくこと

地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員）、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業等、事業所など地域における様々な人や組織による取組の方向性を示します。

基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

(1) 地域づくりの基盤整備 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【今後の方向性】

地域コミュニティが薄れている昨今では、近所の人の顔を知らない人も少なくありません。地域での助け合いの第一歩は、お互いの顔がわかる関係を築くことです。

交流の場の提供やサロン活動などの支援を行い、市民が身近で気軽に集まることのできる基盤整備を行っていきます。

また、支え合いの意識を醸成していくためにも、学校等と連携し、福祉学習の推進を図っていきます。

市民（地域住民）にできること

- 地域活動に積極的に参加しましょう
- あいさつ運動に積極的に参加しましょう
- ちょっとした声かけを心がけましょう

地域にできること

- 地域行事等、地域住民が参加しやすいイベントや行事を開催しましょう
- 集会所等の利用方法を周知し、住民が利用しやすく、気軽に集まれる場をつくりましょう
- あいさつ運動を積極的に行い、人と人、地域間のつながりを深めましょう

施策方針① 地域における支え合い活動の展開

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none">・自治会への加入を促進し、自治会の活性化を図るとともに、地域住民の連帯意識の向上を図ります。・地域での見守り等が必要な高齢者に対して関係機関との調整を行います。	市民協働課 福祉課 介護保険課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none">・障がい者団体からの依頼を受け、研修会等へ職員が出向き、国の制度等の周知を図ります。	障害福祉課

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所等整備補助金（新築・増築・改築・建設用地等）を交付し、各自治会等におけるコミュニティづくりの場の整備を支援します。 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員が中心となって地域単位でサロンを開催支援します。 	市民協働課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、保健師、栄養士等からなる「子育てキャラバン」隊を地域の公民館等に派遣し、親子遊びや親子体操などを行いながら、子育て親子の交流を深めるとともに、身近で気軽に子育ての不安や悩みが相談できる場を提供します。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいサロン」等を実施する市民活動団体に対して市民活動支援金を交付します。また、市民活動支援事業をより利用しやすくするため、各公民館が地域の窓口となり周知に努めます。 	市民協働課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自発的な介護支援ボランティアとしての活動を通じた地域貢献や社会参加を促進するとともに、自分自身の介護予防にもつなげ、高齢者がより元気にイキキと過ごせるよう支援します。 	介護保険課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者や高齢者で寝たきりの方や車椅子を利用の方にリフト付きタクシー利用券等を交付します。 ・福祉有償運送サービス制度を周知し、利用を促します。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ファミリーサポートセンター事業により、日常生活を手助けしてほしい高齢者とできる範囲で手助けしたい方がお互いに会員登録して支え合う活動を展開します。 	介護保険課 社会福祉協議会

施策方針② 福祉学習の推進

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験活動を通して福祉に対する関心を高めるため、身近な人々とのふれあいの中で実践力の育成を図ります。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体験の機会として、「トライやる・ウィーク」や思春期保健福祉体験学習を通じて、生きる力の育成を図ります。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での青少年活動の推進を図るため、パンフレットによる紹介や各種団体と連携しながら児童生徒の地域活動を促します。 	学校教育課 青少年センター

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 中学生を対象に総合保健福祉センター・吉川健康福祉センター・保育所等で乳幼児や保護者とふれあう場を設け、子どもを育てる責任や喜び・命の尊さ・思いやりの心を育む思春期保健福祉体験を実施します。また、各学校における教育課程に基づき、総合的な学習の時間、トライやる・ウィーク等を活用し、ふれあい体験活動を実施します。 各公民館において、乳幼児教育学級、家庭教育学級などを実施します。 	市民協働課 健康増進課 学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> 各公民館で活動事例の展示や学びから体験実践活動を推進します。 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員にボランティアフェスタの中の『まちづくりの集い』への参加を推進します。 	市民協働課 福祉課 社会福祉協議会

(2) 地域で安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。 ● ● ● ● ● ● ● ●

【今後の方向性】

地域福祉をすすめるには、地域の人同士の交流を深めることが必要です。気軽に地域の人が集まり、交流を持てる場所を確保します。その際、既存の施設の有効活用を図ります。

地域で安心して暮らすためには、犯罪や事故が起こらないことが必要です。引き続き、高齢者の方への防犯啓発などを推進します。

また、防犯意識啓発の活動を進めるとともに、災害時に対応するための訓練や避難行動要支援者への対応が重要となります。避難行動要支援者の支援に係る制度についての周知を図るとともに、避難支援等関係者に対し、災害時の活動や避難行動要支援者への対応についての情報提供を行っていきます。

さらに、誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

市民（地域住民）にできること

- 自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などそれぞれの地域における活動内容を理解し、協力しましょう
- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう
- 日ごろから避難行動要支援者の把握に努め、災害時には避難支援ができる関係を築きましょう
- 地域などで行われる防災活動に積極的に参加し、防災意識を高めましょう

地域にできること

- 集会所等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくりましょう
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保しましょう
- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を実施しましょう
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備しましょう

施策方針① 地域生活の拠点づくり

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 市民自らがサロン活動の必要性を感じ、自主的に展開できるように支援します。 障害者総合支援センター「はばたきの丘」において、障がい者と保護者や市民が集える交流の場づくりを支援します。 	市民協働課 障害福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターにより就業の機会を提供します。 あんしんコーディネーターや就労支援員を設置します。 ひとり親家庭等において子どもを養育する際の生活基盤を整えるための就労支援として、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により自立に向けての職業能力の開発を支援します。 	福祉課 障害福祉課 子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 経験や知恵をお持ちの高齢者等を地域文化伝承者として講師登録し、学校園から要請があった場合、講師として派遣し、園児・児童・生徒に地域文化を伝承し、世代間交流が活発になるように支援します。 	福祉課

施策方針② バリアフリー環境の整備

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設建築等届を「兵庫県福祉のまちづくり条例」により審査し、不適合箇所は改善するよう指導します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者が免許の取得に要した費用の一部助成や障がいに合った自動車の改造費の助成を行います。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等を対象に、市内バス交通の一律運賃制の周知など、バスのIC化に対する啓発を推進します。 	交通政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域ふれあいバスを導入し、地域住民の交通手段の確保及び公共交通の活性化を図るとともに、地域づくりを支援します。 	交通政策課 市民協働課
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がいのある人が、自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改造助成制度の周知を図ります。また、それぞれの目的に沿った適切な住宅改修が施工されるよう、建築業者や利用者、介護支援専門員（ケアマネジャー）に適切な指導をします。 	介護保険課 障害福祉課

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉機器を利用して自立促進が図れるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が支援します。 	介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体や施設からの参加により、毎年障がい者のスポーツ大会を開催します。 	障害福祉課

施策方針③ 緊急時に備えた体制の整備

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等が区内の対象者宅を訪問し、安否確認等を実施します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所で、留守や外出時の声かけ運動、要援護者に対する安否確認及び防犯活動等を実施します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしや高齢者世帯の要援護高齢者、重度身体障がい者が緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するために緊急通報装置を貸与します。併せて、緊急通報システムサービスについて周知を図ります。 	介護保険課 障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 防災資機材や保管庫の整備、食料等の備蓄にかかる費用を補助しています。 自主防災組織育成研修会の開催と啓発活動を実施します。 全ての自主防災組織が訓練を実施できるよう支援します。 	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターを教育センターに設置します。 災害時に迅速な対応ができる体制づくりを進めます。 	危機管理課 市民協働課 福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの登下校時を中心に、犯罪・事故から守る活動を展開します。 	学校教育課 青少年センター
	<ul style="list-style-type: none"> 市による調査及び民生委員・児童委員による訪問活動により、「災害時要援護者名簿」及び「くらしあんしんシート」を作成し、自主防災組織を中心とする地域での災害時要援護者の支援体制の整備を促進します。 	危機管理課 福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者を基本として緊急時の情報をカプセルに入れて冷蔵庫に保管し、救急措置や医療支援の適正、迅速化を図ります。 	危機管理課 福祉課

基本目標 2

市民主体の「福祉力」を高める

(1) 福祉サービスを利用しやすい体制づくり ●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者や障がいのある人、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者や障がいのある人、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう

地域にできること

- 身近な相談窓口などの情報を教えあいましょう
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人を周知しましょう
- 地域住民への福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼びかけましょう
- 様々な相談事業の実施と各種相談との連携を図り、生活上の様々な困難を抱えた人に適切な助言を実施しましょう

施策方針① 相談体制の整備

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員とが連携しながら地域の福祉ニーズを把握し、市民の相談に応じることができる体制づくりを支援します。 民生委員・児童委員等からの情報を関係機関へ伝え、情報の共有化を図ります。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の多様なニーズや相談に対して関係機関と調整します。さらに、専門職の人材確保や育成を図り、サブセンターや在宅介護支援センター（ランチ）の相談業務等の機能強化を図ります。 	介護保険課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ活動での、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動を実施します。 ひとり暮らし高齢者のレクリエーション等を実施します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや地域の在宅介護支援センターに相談窓口を設置しており、広報みきやホームページでの掲載等により相談窓口の周知を図ります。 	介護保険課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員や地域等の方から相談のあった要援護高齢者への訪問を行い関係機関と連携を図りながら相談に対応します。 子育ての支援が必要な状況にある家庭に対し訪問支援員（保健師・保育士・ホームヘルパー等）を派遣し育児、家事等の援助や育児相談を受ける養育支援訪問事業を実施します。 妊産婦・乳幼児・成人・高齢者に対して家庭訪問や健康や育児等の相談訪問を実施します。 	介護保険課 地域包括支援センター 健康増進課 子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に関する相談が増加しており、市民ふくし相談での解決に向けた取組を充実します。 障害者相談支援センターを設置し、福祉サービスの調整や障がい者のあらゆる相談に対応します。 自殺者の増加に対する予防対策として「こころの相談窓口」を設置し、自殺予防に取組みます。 成年後見支援センターにおいて、認知症や知的障がいなどによって判断力が不十分になり、自分一人では契約や財産管理が難しい人が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用を支援します。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 虐待関係を含めた高齢者の相談に対応します。関係機関との連携を強化し、個別の相談について検討できる相談体制づくりを進めます。 	介護保険課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士、保健師、家庭児童相談員が子育て不安に対する相談を受けています。 認定こども園を巡回訪問し、子育て不安の相談を受けるなど、負担軽減に努めます。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待の防止や障がい者の養護者に対する支援等に関して、関係機関と連携し相談支援体制の整備を図ります。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的にかつ円滑に行います。 	障害福祉課
24	<ul style="list-style-type: none"> 健康不安を軽減し、アクティブな生活を支援するため、三木市民の専用ダイヤルを設置し、医療スタッフが24時間365日体制で気になる体の症状等に関する相談に電話対応を実施します。 	健康増進課

施策方針② 保健・医療・福祉サービスの連携

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が、介護保険その他の保健・医療・福祉にわたるサービスを、総合的・一体的・効率的に利用できるよう、支援します。 介護支援専門員(ケアマネジャー)等へ、研修会を通じて、在宅福祉サービスやインフォーマルサービスの周知を図ります。 	介護保険課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 加東健康福祉事務所など関係機関と連携を図り、日常生活支援体制を推進します。さらに広報みきなどで制度の周知に努めます。 	障害福祉課 健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> みきっ子未来応援協議会及び4部会により、次の時代を担う子どもたちを健やかに育むまちづくりと子育て支援を進めます。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> みきっ子未来応援協議会要保護児童部会を開催し、関係機関が連携を密にし情報の共有を図りながら虐待ケースの予防に努めます。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の対応マニュアルを関係機関に配付します。 関係機関とのネットワーク会議を開催し、虐待についての対応や防止に向けて情報の共有化を図ります。 	介護保険課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 個別で多様化する在宅生活課題に対して、ボランティア・市民活動者の連携した仕組みづくりを進めます。 	福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援事業を展開し、市民協議会の継続を推進します。また、ボランティアフェスタ、まちづくりフォーラムの開催等を進めます。 市民の参画と協働によるまちづくりの仕組みづくりを支援します。 	市民協働課
	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に手話通訳者と要約筆記者を設置し、聴覚障がい者への相談や支援を行います。 「三木市共に生きる手話言語条例」で定める市の責務について、市民誰もが手話が使える社会の実現に向け取り組みます。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護・通所介護等について地域の実情に応じた取り組みを実施します。 	介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> 協議体や生活支援コーディネーターが、地域住民と一緒に地域で支え合う体制づくりを行います。 	市民協働課 福祉課 介護保険課

(2) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【今後の方向性】

福祉制度を整えても、必要とする人にその情報が行き渡らないと制度の趣旨が失われます。支援を必要とする人に、安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

病気や障がいなどにより、判断能力に不安のある方の社会的孤立を防ぐ取り組みとして、支援の必要な人の把握や、必要な情報が提供されるよう、サービスの質の向上・確保を図ります。

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

市民（地域住民）にできること

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、福祉情報を入手しましょう

地域にできること

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有しましょう
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供しましょう
- 地域で情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届くような仕組みをつくりましょう

施策方針① 福祉サービス利用のための情報提供

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	・公民館をまちづくりステーションとし、生涯学習の場だけでなく、行政との情報共有の場、まちづくりの拠点として活用します。	市民協働課
	・市が事業者指定する地域密着型サービス事業者に対して、第三者評価事業の普及啓発を行います。	介護保険課

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしおり」(市発行)により障がい者に情報提供します。 ・「介護保険ガイドブック」及び「高齢者福祉サービスのしおり」により高齢者に情報提供します。 	障害福祉課 介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て応援ハンドブック」を母子手帳交付の窓口で配布します。 ・「お誕生おめでとうパンフ」を出生届窓口で配布します。 ・ホームページで医療・保育・教育・相談窓口など子育て支援情報を一元的に提供します。 	健康増進課 子育て支援課

施策方針② 苦情対応や利用者の権利擁護

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者(事業所)に苦情相談窓口が設置されており、各相談窓口の機能充実に努めます。 	介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や障がい者などに対して、相談、日常的な金銭管理などを行う、福祉サービス利用援助事業の重要性が認識されつつあるので、今後は多様化する相談について、安定して対応できる体制整備を進めます。 ・成年後見支援センターにおいて、認知症や知的障がいなどによって判断力が不十分になり、自分一人では契約や財産管理が難しい人が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用を支援します。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や知的障がいなどによって判断力が不十分になった場合で、身寄りがない方については、地域包括支援センターと関係機関等が連携し、成年後見制度の利用につなげていきます。 	介護保険課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

施策方針③ 生活困窮者支援対策の推進

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に、第2のセーフティネットを拡充し、本人の状況や意思を確認しながら、生活保護に至るまでの、早い時期から包括的な支援を実施します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困＝親の貧困という側面がある中で、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもへの直接的な支援策を検討していきます。 子どもの貧困率がとりわけ高い「ひとり親家庭」の支援として、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、ひとり親への経済的自立に向けた就労支援等を実施しています。 	福祉課 学校教育課 子育て支援課

(3) 福祉サービスを育む環境づくり ●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

福祉サービスの向上と効率化を図るために、研修の開催や活動支援を充実させ、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。

また、民間事業者参入のための情報提供等を行い、市内の福祉サービスの充実に取り組んでいきます。

市民（地域住民）にできること

○福祉や保健、介護に関する講座などに積極的に参加しましょう。

地域にできること

○担い手を養成する講座などを開催し、新たな人材を発掘・確保しましょう

施策方針① 福祉に携わる人材の育成

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none">兵庫県等が主催する新任研修・中堅研修への参加及び、各地区での定例会で情報を提供します。	福祉課
	<ul style="list-style-type: none">兵庫県社会福祉協議会が実施する福祉行政機関研修会へ参加し、職員の専門的知識の向上に努めます。	福祉課
	<ul style="list-style-type: none">市内の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象にした研修会や高齢者ケア研究会と協力した研修会を開催します。ケアプランチェックを行い、個人ごとの資質の向上を図ります。	介護保険課

施策方針② 福祉に関連する事業の育成

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備や地域密着型サービス事業者において公募により事業者参入の周知を行います。 市のホームページに介護保険事業計画を掲載します。 	障害福祉課 介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> 市立の障がい者施設は、指定管理者に運営を委託しています。さらに、安定した運営と利用者の受入れ体制の確立を図ります。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者大学の充実を図り、シニア層の地域参画を進める仕組みづくりを進めます。 	市民協働課 社会福祉協議会

基本目標 3

包括的な「ネットワーク力」を高める

(1) 地域力と福祉力をつなぎ、むすぶ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【今後の方向性】

地域における福祉課題を、地域で解決していくために、各分野の既存のネットワーク等を活用し、地域や関係機関などをネットワークでつなぎ、その活動等を支援していきます。

ボランティア・NPO等へ参加を促進するため、その必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に努めていきます。

市民（地域住民）にできること

- 積極的に、地域の市民協議会に参加しましょう
- ボランティア等の市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう

地域にできること

- 自主的に地域で、市民協議会を開催し、自らの地域の福祉課題を共有し、解決に向けた活動を行っていきましょう
- 処遇困難事例に対して分野を超えた効果的な支援ができるよう、関係専門機関と連携・協力しましょう
- 各種ボランティア団体に積極的に登録しましょう
- ボランティアグループやNPO、住民活動団体などの活動を行っている各種団体間での情報交換など、連携を強化しましょう

施策方針① 地域社会のネットワークづくり

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員（ケアマネジャー）の連絡会を、地域包括支援センターと在宅介護支援センター（ランチ）が行います。この連絡会は、全体会と各地域（西部、南部、東部）に分けて行います。 民生委員・児童委員の定例会をはじめとして、ネットワーク会議を年間2回程度実施し、地域内の要援護者の把握と情報の共有を図ります。 	介護保険課 地域包括支援センター 福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターと在宅介護支援センター等が連携するとともに、関係機関とも連携して問題解決の仕組みとして「地域ケア会議」を実施します。 	介護保険課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの問題点やニーズの把握が必要であるため、ボランティア活動プラザみきや市民協働課等関係機関と連携を図ります。 	介護保険課 地域包括支援センター

施策方針② 地域福祉活動の活性化

【おもな取組項目】

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援事業を、各公民館や広報などで周知します。 	市民協働課
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への参加の機会づくりとして、ボランティアフェスタ、まちづくりフォーラムを開催します。 新たな市民活動団体の情報を公開し、住民への周知を図ります。 	市民協働課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動プラザみきと連携し、イベント・行事への参加者を募ります。 	市民協働課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> 各地区老人クラブが児童や園児とともに「花いっぱい運動」を実施し緑あふれる住みよい地域づくりを推進します。 身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員が県・市から委嘱を受け活動しています。また、障がい者が相談員として活動しているので、外出や余暇活動などを通して社会参加を図ります。 	福祉課 障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動プラザみきとの連携強化とともに、市民活動センター及び各公民館相互の情報共有を図ります。 	市民協働課 社会福祉協議会

		関係課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターにおいて、市民活動の相談や情報の収集・提供、市民活動に係る人材の育成、協働のまちづくりの推進を図ります。 各公民館を核とした地域まちづくりの推進を図ります。 市民活動の広域化・多岐化に伴い、市民活動センターと各公民館との情報共有を進めます。 	市民協働課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> 自主的で公益的な市民活動を実施する団体に市民活動支援金を交付し、活動を支援します。 	市民協働課
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアフェスタで市民活動支援事業の採択団体の実践発表や活動紹介等をし、ボランティア団体を支援します。 	市民協働課

計画の公表と推進

1 計画の公表

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本目標、施策内容などを理解してもらうために、市の広報やホームページなどを活用して広報を行っていきます。

2 市民協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズなどに対応していくためには、地域住民をはじめ、地域を構成するさまざまな主体と市が連携していくことが必要です。

地域住民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、市民協議会、区長協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、事業者、地域医療機関、社会福祉協議会などと市がそれぞれの役割のもと責任をもって、本計画を推進します。

(1) 地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、基本理念「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」の実現を目指すことが必要です。

そのために、困っている人がいれば、支え合える暖かみのあるまちをつくっていくため、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 市民協議会（まちづくり協議会）の役割

市民協議会（まちづくり協議会）は地域住民の代表で組織され、主体的、継続的に活動し、いきいきとした地域をつくることを目的として各地区に設置されています。

その活動内容は、地域の将来目標の達成や地域住民の交流のために必要な事業を推進することであり、より地域に密着した地域づくりの担い手としての役割があります。

3 計画の推進体制

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、市民、地域組織、福祉関係の専門機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があることから、実施する事業の進捗管理に加えて、地域での取り組み状況についても把握する必要があります。

本計画の検証・評価については、その実施方法の検討も含めて、その客観性・公平性の観点から、市民や関係団体、有識者で組織する「三木市社会福祉審議会」において、毎年実施し、施策のいっそうの充実を図っていきます。

計画の進行管理 = P D C A サイクル

